

## 開 発 審 査 会 基 準 第 10 号

### 大規模な既存集落における小規模な工場等

大規模な既存集落として市長が指定した集落(以下「指定既存集落」という。)において建築することが、やむを得ないと認められる小規模な工場等のための開発行為又は建築行為若しくは用途変更で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 申請に係る建築物は、自己の業務の用に供する次に掲げるものであること。
  - (1) 工場
  - (2) 事務所
  - (3) 店舗
  - (4) 運動・レジャー施設
- 2 許可を受ける者は、当該指定既存集落に市街化調整区域決定前から継続して生活の本拠を有する者であること。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
- 3 申請に係る敷地の規模は、1,000平方メートル以下であること。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。なお、店舗については、建築物の延床面積が500平方メートル以下であること。
- 4 店舗及び運動・レジャー施設にあつては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業等ではないこと。
- 5 工場にあつては、周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであること。
- 6 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

### 付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が500平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

市長は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

#### 附 則

この基準は、平成14年 4月 9日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成15年 3月17日から施行する。

#### 附 則

この基準は、令和 6年 4月 1日から施行する。

# 開発許可又は建築許可チェック票

大規模な既存集落における小規模な工場等＜一宮市開発審査会基準第10号＞

次の1～6までの全てに該当すること。

|                                          | 確 認 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 確 認 書 類                                           | 確認 |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----|
| 1                                        | 申請建築物は、自己の業務用で次に掲げるものであること。<br>① 工場 ②事務所 ③店舗 ④運動・レジャー施設<br>(店舗、運動レジャー施設は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業等でないこと) (業種は個別で相談して下さい。)                                                                                                                                                                 | 土地利用計画図(敷地現況図)、平面図、立面図                            |    |
| 2<br><br>(1) か<br>(2) か<br>(3) の<br>いずれか | (1) <b>新規で</b> 小規模な工場等を <b>個人</b> で営む場合、<br>申請者(個人)が、大規模既存集落内(連たんしている集落)で、 <u>線引き前(昭和45年11月23日以前)</u> から <b>継続して居住</b> しており、同一の既存集落内の土地で建築するものである。                                                                                                                                                             | 住民票、戸籍の附票、<br>開発区域区域図(付近見取図)                      |    |
|                                          | (2) 現在、 <b>個人経営</b> しており、工場等の <b>移転をする</b> 場合、<br>申請者(個人経営者)が、大規模集落内(連たんしている集落)で、 <u>線引き前から継続して居住</u> しており、かつ、同一既存集落内で <b>事業を営んでいる</b> もので(事業の経営開始時期は不問)、同一の既存集落内の土地で建築するものである。                                                                                                                                | 住民票、戸籍の附票、<br>事業証明書、開発区域区域図(付近見取図)、<br>固定資産土地証明書等 |    |
|                                          | (3) 現在、 <b>法人経営</b> しており、工場等の <b>移転をする</b> 場合(業務拡張でないこと)で次のいずれかに該当する法人が、同一の既存集落内の土地で建築するものである。<br><br>ア <b>法人</b> が、大規模既存集落内(連たんしている集落)で、 <u>線引き前から継続して事業を営んでいる</u> こと。(代表者が誰であるか、どこに住んでいるかは不問)<br>イ 大規模既存集落内で、 <u>線引き前から継続して居住</u> しており、かつ、同一集落内で <u>線引き前から事業を営んでいた者</u> (個人経営者)が、その後、 <b>法人設立した</b> ものであること。 | 法人登記簿謄本、住民票、事業証明書、開発区域区域図(付近見取図)、固定資産土地証明書等       |    |
| 3                                        | 申請にかかる敷地規模は、 <b>1,000㎡以下</b> であること。                                                                                                                                                                                                                                                                            | 土地登記簿謄本                                           |    |
| 4                                        | 店舗については、建築物の延床面積は、 <b>500㎡以下</b> であること。                                                                                                                                                                                                                                                                        | 平面図                                               |    |
| 6                                        | 工場は、周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであること。(例として、機械の位置、外壁の構造について図面に表示)また、工場の敷地が接する道路の幅は、建築許可の場合でも <b>3m以上</b> であること。                                                                                                                                                                                           | 平面図、立面図、誓約書                                       |    |
| 7                                        | 他法令による許認可が必要な場合、その許認可が受けられるものであること。                                                                                                                                                                                                                                                                            | 許可書等                                              |    |
| 8                                        | 敷地面積が <b>500㎡</b> を超えるものは、審査会にかかる。                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                   |    |

\*詳細については、窓口でご相談下さい。(一宮市建築部建築指導課 開発審査グループ TEL0586-28-8646)  
更新 令和6年7月1日